

豊川水系設楽ダム建設事業に係る環境影響評価
 価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、
 豊川水系設楽ダム建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、
 法第七条の規定に基づき次のとおり公告し、方法書を縦覧に供する。

平成十六年十一月二四日

国土交通省中部地方整備局長 村田 進

一 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名 国土交通省中部地方整備局長
 村田 進

事業者の住所 名古屋市中区三の丸二丁目五番
 一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 豊川水系設楽ダム建設事業

対象事業の種類 ダム新築事業

対象事業の規模 貯水面積二九七ヘクタール

（サーチャージ水位における
 貯水池の区域の面積）

三 対象事業が実施されるべき区域

愛知県北設楽郡設楽町

四 法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を

受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛知県北設楽郡設楽町、同県同郡津具村、同
 県南設楽郡鳳来町

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

国土交通省中部地方整備局総務部情報公開
 室

愛知県新城市杉山字大東五七番地

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事

務所

愛知県豊橋市中野町字平西一丁目六番地

国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

愛知県北設楽郡設楽町大字田口字居立二番地

北設楽郡設楽町役場

愛知県南設楽郡鳳来町長篠字下り箆一番地の

二

南設楽郡鳳来町役場

愛知県北設楽郡津具村字下川原五番地の

北設楽郡津具村役場

縦覧期間

平成十六年十一月二、四日から平成十六年十二

月二、四日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日

に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）

に規定する休日を除く。）

縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで（正午から

午後一時までを除く。）ただし、中部地方整備局

総務部情報公開室においては、午前九時三十分

から午後五時まで（正午から午後一時までを除

く。）

六 意見書の提出

法第八条第一項の規定に基づき、方法書につ

いて環境の保全の見地からの意見を有する者は、

意見を書面により提出することができる。

七

意見書の提出期限及び提出先その他意見書の

提出に必要な事項

提出期限

平成十七年一月七日

提出先

愛知県新城市杉山字大東五七番地（郵便番号

四四一一一三四一）

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所調査設計課

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 二 意見書の提出の対象である方法書の名
- 三 方法書についての環境の保全の見地から
の意見

意見は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。